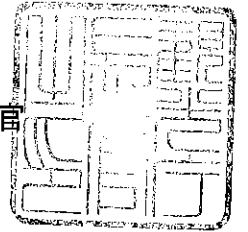




観 産 第 6 2 2 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日

各都道府県知事 殿

観光庁長官



旅行業法施行規則第 4 6 条第 4 号の規定に基づき観光庁長官が定める
旅行サービス手配業務取扱管理者の職務について

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 5 0 号）により旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）が改正され、平成 3 0 年 1 月 4 日に改正旅行業法が施行されます。

旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 2 8 条第 1 項に基づき、旅行業法施行規則（昭和 4 6 年運輸省令第 6 1 号）第 4 6 条に旅行サービス手配業務取扱管理者の職務が規定されているところ、同条に第 4 号として、「前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項」が定められています。

この規則に基づく観光庁長官が定める旅行サービス手配業務取扱管理者の職務について、別添の内容としましたので、お知らせします。

(別添)

旅行サービス手配業法施行規則第46条第4号に基づき観光庁長官が定める旅行サービス手配業務取扱管理者の職務

旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第46条第4号の規定に基づき、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務として観光庁長官が定める事項について次のとおり定め、平成29年12月28日から施行する。

旅行業法施行規則第46条第4号に基づき観光庁長官が定める旅行サービス手配業務取扱管理者の職務は、次に掲げるものとする。

- 1 旅行の安全を確保するため、貸切バス事業者の安全の確保に関する取組みについて把握し、必要な場合には改善又は是正を求めること。
- 2 旅行の安全に関する各種法令・通達や安全性向上に資する取組み等について、貸切バス事業者との間で必要に応じて情報共有等を図ること。
- 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律(昭和35年法律第145号)や不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)等に違反することの無いよう、必要な措置を講ずること。